



平成 26 年 6 月 27 日

各 位

会社名	2 1 L A D Y 株 式 会 社
代表者名	代表取締役社長 藤井 道子 (コード番号 3346 名証セントレックス)
問合せ先	経営管理担当 マネージング・ディレクター 辻井 彰彦
電話番号	03 (3556) 2121

「債務超過の猶予期間入り」に関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出し、平成 26 年 3 月期において債務超過の状態となったことから、本日の株式会社名古屋証券取引所発表のとおり、「株式上場廃止基準」第 2 条の 2 第 1 項第 4 号 (債務超過) に該当するため、猶予期間入りしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

2. 債務超過に至った経緯

当社グループは厳しい事業環境のなか、当連結会計年度は引き続きグループ全体の販売費及び一般管理費の削減や平成 26 年 3 月に資本増強策の一環として第三者割当による新株予約権による資本強化を行い、財務体質の改善と経営資源の効率化を図ることを進めてまいりました。

しかしながら、ヒロタ事業における秋以降の燃料価格、原材料価格の高騰による製造原価の増加、平成 26 年 2 月の関東における大雪による物流遅延、また、イルムス事業における経費削減計画が上半期において一部未達成となったため、当連結会計年度において、営業損失 39 百万円、経常損失 40 百万円、当期純損失 58 百万円を計上した結果、23 百万円の債務超過となりました。

3. 連結財政状態について

株式会社名古屋証券取引所の「株券上場廃止基準」第 2 条の 2 第 1 項第 4 号 (債務超過) の規定する「純資産の額」とは、「純資産の部の合計額+特別法上の準備金等－(新株予約権+少数株主持分)」であります。当社グループの平成 26 年 3 月期の連結会計年度の純資産は△22,630 千円ありますが、新株予約権が 524 千円あることから、23,155 千円の債務超過となっております。

4. 猶予期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

5. 今後の見通し

当社グループは、平成 27 年 3 月期において債務超過解消を目的に以下の事項に取り組んでまいります。

- ①平成 26 年 5 月 29 日付で第三者割当による自己株式 498,500 株の処分により、有価証券報告書提出日現在、当該債務超過は解消しております。
- ②ワラントの引受予定先の検討もしております。

上記の資本施策に加え、ヒロタ・イルムス事業において売上拡大を図り利益を確保することにより、資産超過の状態を維持してまいります。

以 上